

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和元年 11月 5日午後 1時 30分

2、開会の場所 役場庁舎 6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	3番 宇井 忠朗
4番 山本 功	5番 中井 利治
6番 森島 隆詞	7番 森本 豊
9番 浅田 清隆	10番 松尾 純一
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

2番 井澤 茂治	8番 上西 敏夫
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 上村 篤司

7、議案

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第4号議案 | 農業振興地域整備計画の変更事案について |
| 第5号議案 | 令和元年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について |

8、署名委員

5番 中井 利治	6番 森島 隆詞
----------	----------

9、閉会の日時 令和元年 11月 5日午後 2時 40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年第11回農業委員会総会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、さきの町長選で見事ご当選されました杉浦新町長よりご挨拶を受けたいと思います。

町長、よろしくお願ひいたします。

町長 皆さん、こんにちは。本日は総会前ということで貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

皆さんもお気づきだとは思いますが、去る10月24日に7代目として町長に就任させていただきました。何分まだまだ微力ではございますが、さらなる町の発展また住民生活向上のために頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、農業委員並びに推進委員の皆様におかれましては、日ごろから町の農地利用に関する取り組みにつきましては、多大なるご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本町の農業事情に目を向けてみると、高齢化や担い手不足などの問題を抱えているのが現状ですが、若手の農業者に対する支援の強化や地域の課題解決の糸口となる京力農場プラン作成支援など、さまざまな農業振興に向けた取り組みを行っているところでございます。町といたしましても、できる限り農業に関する支援を行っていきたいと考えておりますので、今後とも本町の農業行政につきましてご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

町長、公務ご多忙の中、まことにありがとうございました。今後はお体に十分気をつけていただきまして、精華町の今後の農政につきまして、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

町長 ありがとうございます。

議長 町長、ありがとうございます。どうぞ拍手でお送りしたいと思います。

議長 それでは、総会を開会させていただきます。

ただいまの出席委員さんは14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員さんには5名中5名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

稲刈りも終わりまして、朝夕めっきりと冷え込む季節になりました。これからが紅葉の美しい季節を迎える秋本番でございます。委員の皆様にはお忙しい中、農業委員会総会にご出

席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の署名委員さんは、5番、中井利治委員さん、6番、森島隆詞委員のお二人にお願いいたします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

議案書1ページのほうをお開きいただきたいと思います。1番でございます。

朗読。

場所でございますが、次ページをごらんいただきたいと思います。僧坊地区の南の端に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域または市街化の傾向が著しい区域に近接する区域で、住宅施設が連たんしている区域で第3種農地と判断されます。また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地の営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第4条6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 議案第1号は、地区担当委員の私と上村局長で現地確認を行っておりますので、私から補足説明をいたします。

10月24日、局長と申請のありました現地を確認しました。現地は農業用倉庫が建っていた場所で、現在は別のところで倉庫が建てられており、倉庫が取り壊され、更地となっています。倉庫があったときの擁壁もしっかりと残ってございまして、隣接地への排水対策も十分されており、地元担当委員としては問題ないものと考えております。よろしくご審議ください。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご質問、ご異議等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号、許可相当の意見をつけて知事に進達することに決定いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、農地法5条第1項の規定による許可申請に対する件についてを提案説明させていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。柘榴浄水場の南側に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山間地域等に存在する、農業用公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第5条2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。

議案第2号は、地区担当委員の中井委員さんが現地確認を行っておられます。

中井 5番、中井です。ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、10月28日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。国道拡幅の代替地としての転用で、隣接地への影響もなく、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご異議、ご質問等ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、許可相当の意見をつけて知事に進達することに決定いたします。

議長 議案第3号、相続税納税猶予に関する適格証明についてを議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、次のページをごらんいただきたいと思います。株式会社モリシタの東側に位置するところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。同じく2番でございます。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。祝園神社の南側に位置するところでございます。

続きまして、次ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうにつきましては、祝園神社の北側に位置するところでございます。

続きまして、次ページでございます。10ページにつきましては、株式会社モリシタの東側に位置するところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。11ページでございます。クリーンサービス山城の東側に位置するところでございます。

以上、1番2筆、2番8筆の合計10筆でございます。

相続税の納税猶予とは、農地等を相続した際に課税されるべき納税額を一定の要件のもとに猶予されるもので、特例を受けるための相続人の人的要件である、引き継ぎ農業経営を行うことを証明するものが適格者証明になります。相続人につきましては、引き継ぎ農業経営を行うことに問題はないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。

議案第3号については、地区担当委員の森本委員さんが現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森本 7番、森本です。ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、10月21日、事務局、上村局長と申請のありました現地を確認いたしました。現地は農地として十分に管理及び耕作されている現状でありました。位置的にも相続人自宅に近く、管理しやすい場所でもあり、今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員といたしましても何ら問題ないものと考えます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、適格者としての証明、問題なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。第3号議案については、適格者として証明することに決定いたしました。

議長 第4号議案、農業振興地域整備計画の変更事案についてを議題とします。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、山本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(山本委員退席)

議長 事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更事案についてでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

済みません、譲渡人の氏名、中村昭男という名前が漏れております。記入をお願いいたします。申しわけございません。中村昭男さんでございます。

場所につきましては、精華南中学校の北側に位置するところでございます。

本案件につきましては、9月の総会で転用についての意見を伺ったところではございますが、京都府との協議で農振農用地の農用内から除外が必要なことから、町において作業を進めており、今回そのことについて農業委員会の意見を求められているものでございます。今回の除外部分は、住宅地として必要な部分のみ、また、近隣住宅地と一団となる部分であることから、問題なしと解します。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、変更に問題なしの方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。第4号議案については、変更に問題なしとすることを決定いたしました。

山本委員さんが着席するまでしばらくお待ちください。

(山本委員着席)

議長 山本委員さんにお伝えいたします。議案第4号は、変更に問題なしと決定いたしました。

議長 議案第5号、令和元年度農用地利用集積計画（第6次）を議題とします。

それでは、議案第5号について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 議案第5号、令和元年度農用地利用集積計画（第6次）の決定についてでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

1番でございます。15ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

使用状況につきましては、18ページをお開きいただきたいと思います。農業経営状況でございます。

朗読。

場所につきましては、次の19ページをごらんいただきたいと思います。精北小学校の東側に位置するところでございます。

15ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

経営状況につきましては、20ページをごらんいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、次の21ページをごらんください。川西小学校の南側に位置するところでございます。

15ページに戻っていただきまして、3番でございます。

朗読。

経営状況につきましては、22ページをごらんいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、23ページをごらんいただきたいと思います。次ページでございます。京都府の木津川上流浄化センターの南西側に位置するところでございます。

16ページに戻っていただきまして、4番でございます。

朗読。

経営状況につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

場所につきましては、23ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの3番の横でございます。

16ページに戻っていただきまして、5番でございます。

朗読。

経営状況につきましては、24ページをごらんいただきたいと思います。

朗読。

場所についてでございます。25ページをごらんいただきたいと思います。ほうその運動公園の西側に位置するところでございます。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。祝園ポンプ場の南側に位置するところでございます。

16ページにまた戻っていただきたいと思います。6番でございます。

朗読。

次のページをめくっていただきまして、17 ページですね。

朗読。

経営状況でございます。27 ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所については、次の 28 ページをごらんください。里区集会所の北側に位置するところでございます。

次に、29 ページをごらんいただきたいと思います。里区集会所南側に位置するところでございます。

続きまして、30 ページをごらんください。里区の中央で近鉄線の線路の東側になるところでございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 5 号の計画に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 5 号の計画は決定いたしました。

<その他>

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会についてお諮りします。次回の総会は 12 月 4 日水曜日に開催したいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、次回の総会を 12 月 4 日水曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

これをもって本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、貴重な審議をいただき、また、議事進行にご協力を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして総会を閉会させていただきます。

時に午後 2 時 40 分